

衆議院社会労働委員会 昭和五十九年十一月六日

○吉原政府委員

13金刀配

基礎年金五万円の考え方といいますか、五万円にした理由でございますけれども、あくまでも、今度の新しい年金制度におきましては、この基礎年金でもって全国民、各制度共通の給付といいうものをつくるということをございます。その給付の水準をどうするか、いろいろな考え方があるわけでございますけれども、私どもがとりましたのは、基礎年金でもつて老後生活の基礎的な部分というものを保障できるような水準にしようということを考えたわけでございます。

老後生活の基礎的部分は具体的には一体どのくらいな水準なのかといふことでござりますけれども、その際に私どもが参考にいたしましたのが、全国消費実態調査という総務庁でやつております調査がございますが、それの五十四年の結果によりますと、六十五歳以上の単身者の方、老人の単身者の方の消費支出の中で、衣食住を中心とした基礎的な消費額というものが四万七千六百円という数字が現実に出ているわけでございます。調査の時点が古うございますので、その後の物価上昇なんかを見ますと、大体現実に六十五歳以上のお年寄りの方がどのくらい生活費として使っているか、せめてその程度のものは基礎年金として保障べきでないかということで、五万円というものを考えたわけでございます。

衆議院予算委員会 平成二十七年三月十三日

○塙崎国務大臣

もともと基礎年金は、やはり現役時代に自分で蓄えてきたものとか、あるいは老後の備えというものがあつて、それに加えて基礎年金という形で生活ができるようについて、それをトータルで見るというのが年金の本質であります。

○前原委員

基礎年金だけだったら生活できないんだ、基礎年金というのはそういうものじゃないんだ、こういう答弁をされたわけです。

出典：衆議院社会労働委員会会議録第2号 昭和59年12月6日
および衆議院予算委員会会議録第17号 平成27年3月13日
日より抜粋して大西側介事務所で作成

65歳以上の単身・無職世帯の衣食住に係る支出と基礎年金額

| | 昭和15.4(1979)年 | 平成26(2014)年 |
|-----------|--------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 平均支出(月額) | 40,685円 | 74,464円 |
| 基礎年金額(月額) | 50,000円 ※制度発足時(1986年) | 64,400円 (参考)受給者平均額 54,197円(全体) 50,040円(基礎のみ・旧同年) |

※平均支出は「全国消費実態調査」より抽出

※基礎年金額は「平成26年厚生年金保険・国民年金事業年報」より抽出

※「基礎のみ・旧同年」とは、同一の年金種別の厚生年金保険(旧共済組合を除く)の受給権を有しない基礎年金受給者及び旧法国民年金受給者をいう

川典) 厚労省、総務省提出資料より長妻昭事務所で作成

年金抜本改革に関する経緯

◎3党合意により成立した社会保障制度改革推進法では
→公的年金制度について

「今後の公的年金制度については、財政の現況および見通し等を踏まえ、
社会保障制度改革国民会議において議論し、結論を得ることとする」

◎平成25年8月6日社会保制度改革国民会議報告書

★「年金制度については、どのような制度体系を目指そうとも必要となる
課題の解決を進め、将来の制度体系については引き続き議論するという2
段階のアプローチが必要」

★「併せて、低所得者に対するセーフティーネットの強化に関しては、年
金制度だけで対応するのではなく社会保障全体で対応すること、(中略)
についても認識が共有された」

→年金制度の抜本改革について議論さえ未着手

(国民会議報告書を受けて成立した社会保障プログラム法)

◎社会保障プログラム法(平成25年12月 最終改正平成28年6月)

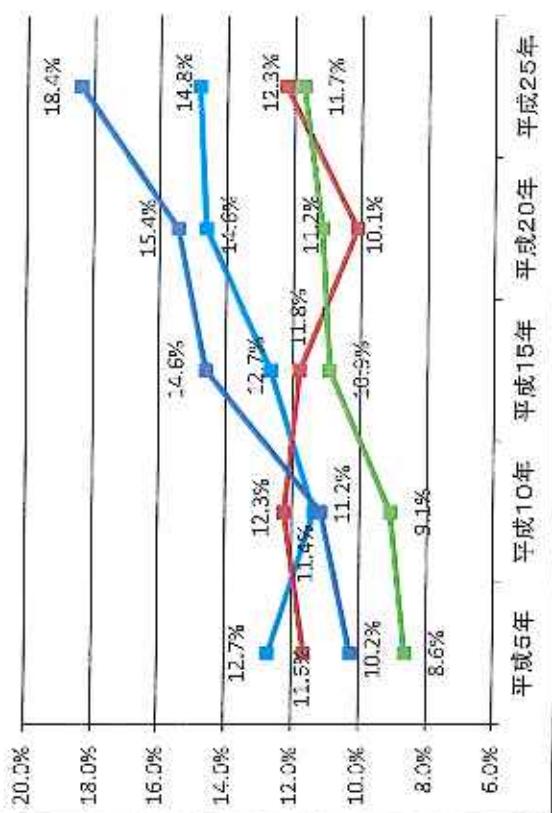
第6条「高所得者の年金給付の在り方(及び公的年金等控除を含めた年
金課税の在り方)の見直し→未着手

以上

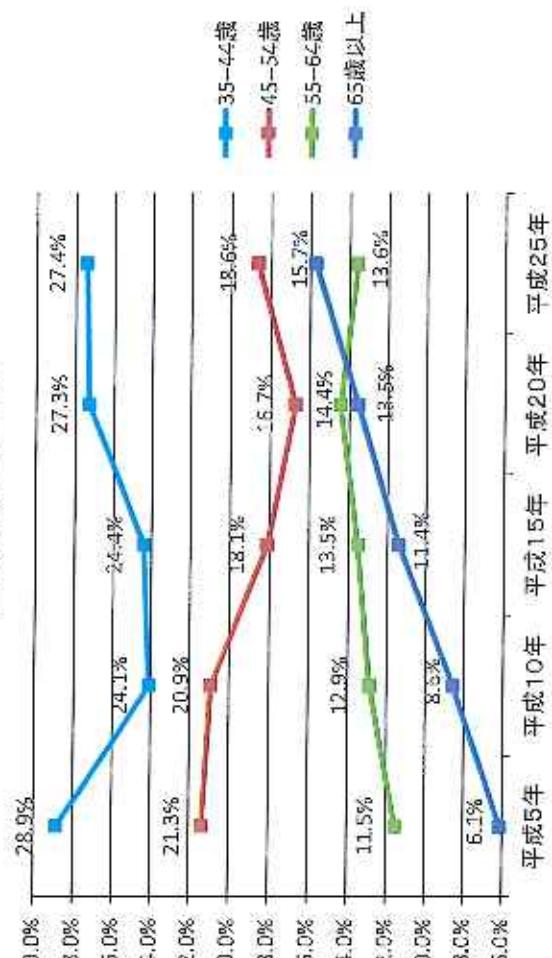
長妻昭事務所作成資料

単身世帯及び2人以上世帯の年齢階級別持ち家以外比率の推移

単身世帯



2人以上世帯



出典) 総務省「住宅・土地統計調査(確報集計)」

〈パックデータ〉

【単身】

| | 持ち家以外平成5年 | 平成10年 | 平成15年 | 平成20年 | 平成25年 |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|
| 総数 | 6,244,500 | 7,511,100 | 8,076,700 | 9,155,100 | 10,191,700 |
| 35—44歳 | 793,200 | 853,600 | 1,023,100 | 1,335,000 | 1,508,200 |
| 45—54歳 | 727,100 | 920,400 | 954,700 | 925,500 | 1,248,600 |
| 55—64歳 | 537,800 | 681,300 | 882,000 | 1,022,000 | 1,195,600 |
| 65歳以上 | 639,700 | 838,400 | 1,177,000 | 1,413,100 | 1,873,700 |

【2人以上】

| | 持ち家以外平成5年 | 平成10年 | 平成15年 | 平成20年 | 平成25年 |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 総数 | 9,446,500 | 9,218,900 | 9,089,300 | 8,256,500 | 8,029,200 |
| 35—44歳 | 2,725,800 | 2,221,500 | 2,218,900 | 2,252,900 | 2,203,000 |
| 45—54歳 | 2,014,200 | 1,926,800 | 1,645,000 | 1,380,500 | 1,496,100 |
| 55—64歳 | 1,088,700 | 1,186,500 | 1,228,500 | 1,191,900 | 1,091,500 |
| 65歳以上 | 577,100 | 789,100 | 1,034,900 | 1,117,800 | 1,263,800 |

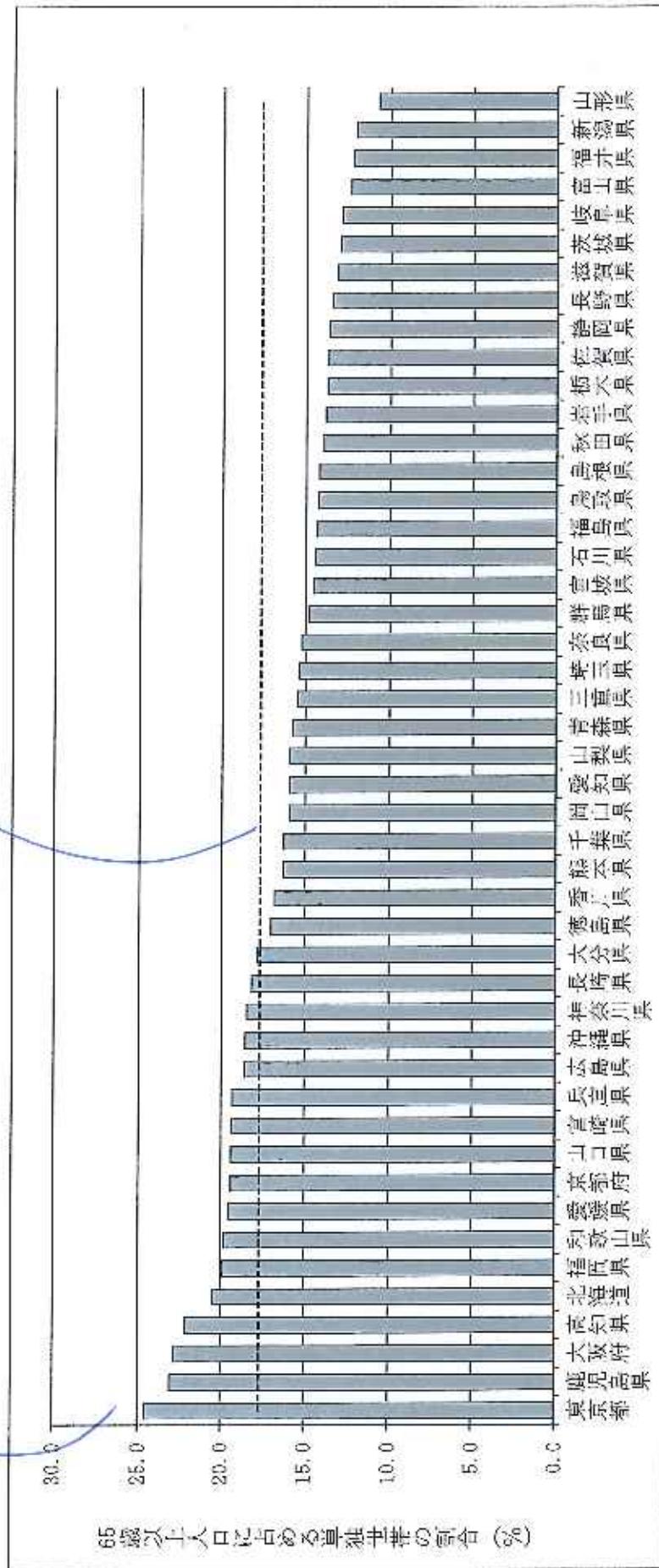
〔補足〕

・各年次別、持ち家以外に住む世帯総数を分母とし、比率を算出しています。
・持ち家以外とは、借家(民営借家、公営借家、都市再生機構、公社などの賃貸住宅及び給与住宅)を指しています。

4人1人

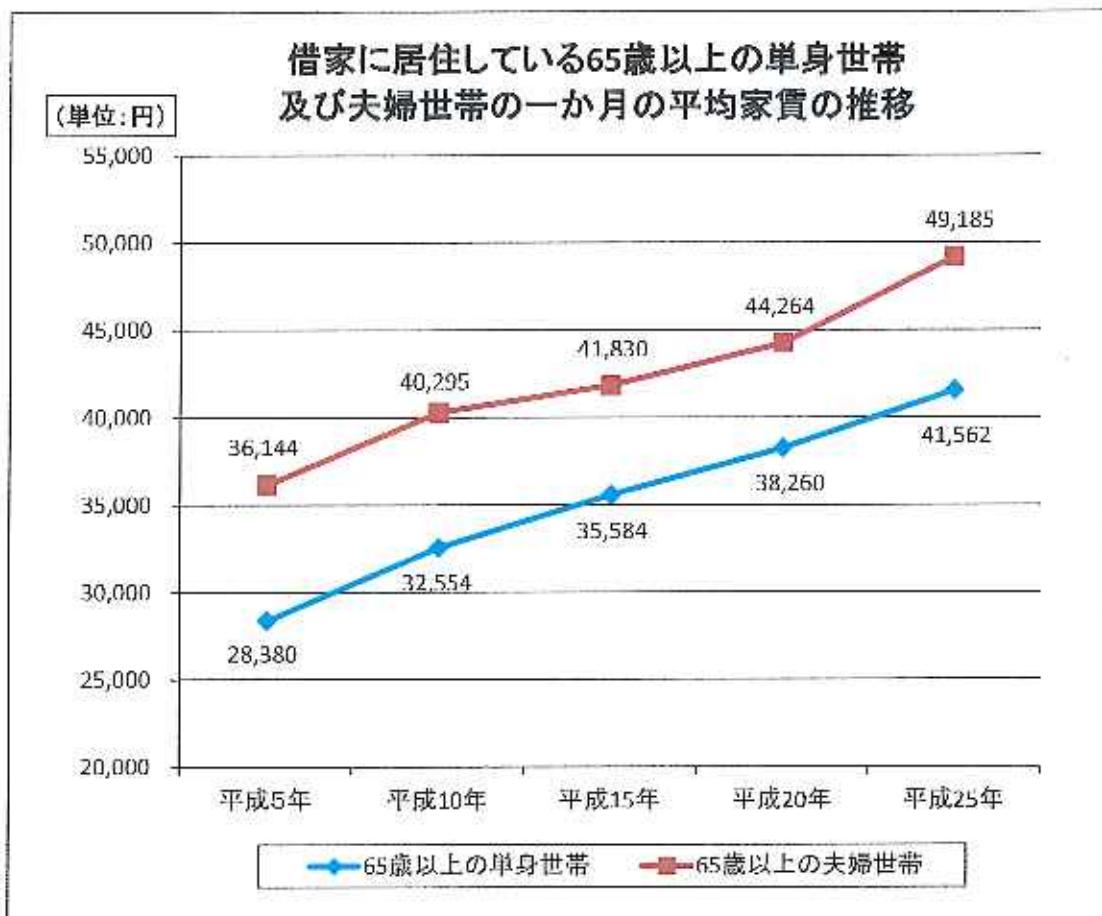
平成28年11月14日
総務省統計局国勢統計課

平成27年国勢調査 人口等基本集計結果 65歳以上人口に占める単独世帯の割合（都道府県）



出典：平成27年国勢調査人口等基本集計結果

※ 点線は全国の割合 (17.7%)



出典) 総務省「住宅・土地統計調査(確報集計)」

〔補足〕

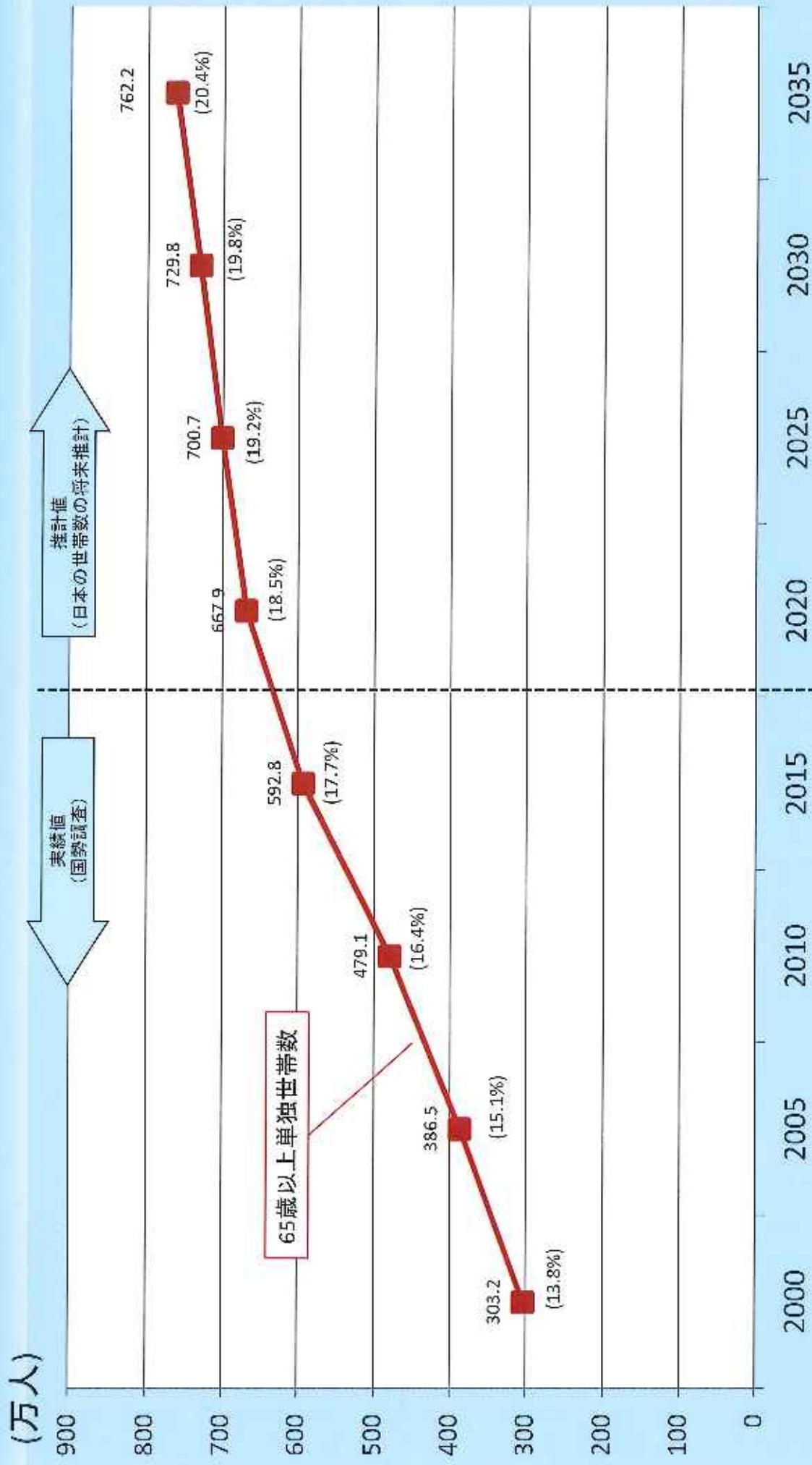
- 「65歳以上の夫婦世帯」には、いずれか一方のみが65歳以上の夫婦の場合と、夫婦ともに65歳以上の場合を含みます。

(バックデータ)

(単位:円)

| | 平成5年 | 平成10年 | 平成15年 | 平成20年 | 平成25年 |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 65歳以上の単身世帯 | 28,380 | 32,554 | 35,584 | 38,260 | 41,562 |
| 65歳以上の夫婦世帯 | 36,144 | 40,295 | 41,830 | 44,264 | 49,185 |

65歳以上単独世帯高齢者の推移

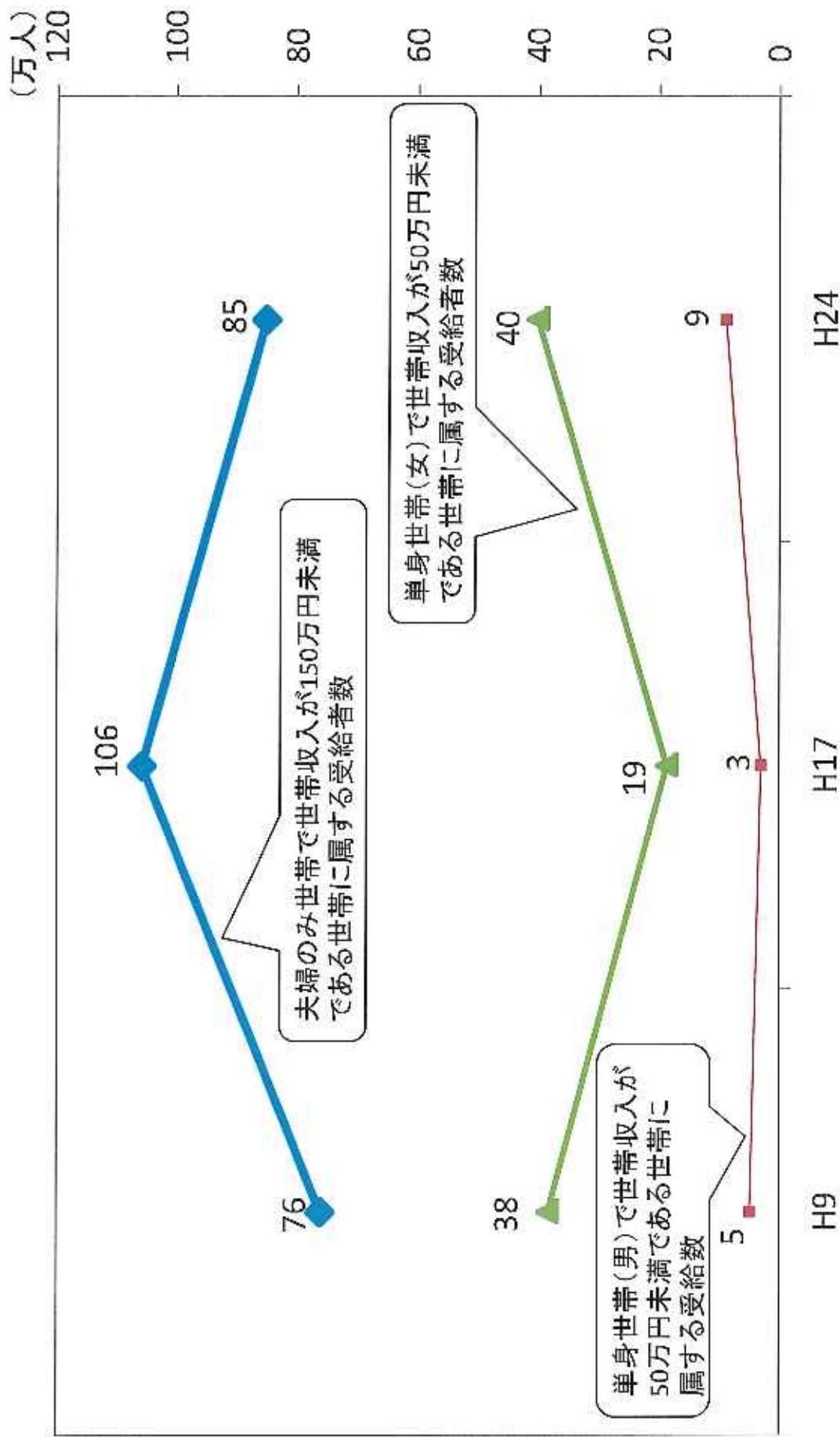


注:括弧内は65歳以上総人口に対する65歳以上単独世帯数の占める割合
出典:実績値は総務省「国勢調査」、推計値は国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)」(2013(平成25)年1月推計)

平成 28 年 11 月 15 日
厚生労働省年金局
事業管理課調査室

保険料納付済期間が 480 月で満額の基礎年金の受給者数は、把握しておりません。

お求めに応じ行つた粗い計算



衆議院議員長妻昭君提出年金制度抜本改革に対する安倍総理の国会答弁に関する質問に対する答弁書
 御指摘の「年金制度の抜本改革」の意味するところが必ずしも明らかではないが、平成二十八年十月十一日衆議院予算委員会における御指摘の安倍内閣総理大臣の答弁は、社会保障制度改革国民会議の報告書における「年金制度については、どのような制度体系を目指そうとも必要となる課題の解決を進め、将来の制度体系については引き続き議論するという一段階のアプローチを探ることが必要である」との趣旨を述べたものである。年金制度については、まずは、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成一十五年法律第二百二十一号）第六条第二項各号に掲げる事項その他必要な事項について取り組むこととしており、その上で、社会保障と税の一体改革以降の将来の年金制度体系の在り方については、国会において議論されるべきものと考えている。

御指摘の「現在予定されている改革」及び御指摘の「その後の安心」の意味するところが必ずしも明らかではないが、満額の老齢基礎年金の額と家計調査における高齢無職世帯の支出を見ると、夫婦世帯では、当該額が基礎的消費支出（当該調査における消費支出のうち、食料、住居、光熱・水道、家具・家事用品、被服及び履物に係るもの）の合計をいう。」を賄つており、単身世帯では、当該額が当該基礎的消費支出をおおむ

ね賄つてゐる。その上で、低所得や低年金の高齢者への対策としては、年金の受給資格期間の短縮、年金生活者支援給付金の創設、医療や介護の保険料負担の軽減等社会保障制度全体で総合的に講ずることとしている。

公的年金制度は、世代間で支え合うことによつて、高齢期等における稼得能力の喪失・減退を補填するものであり、現役時代における保険料の納付実績に応じた年金額を、原則として、個人の所得や資産の状況にかかわらず高齢期に給付する社会保険方式を採用している。一方で、我が国の生活保護制度は、年金を含め利用し得る収入、資産等を活用してもなお最低限度の生活を維持することができない者に対して、当該者の状況に応じた最低生活費を保障するものである。御指摘の「生活保護が年金の代わりになりつつある」の意味するところが必ずしも明らかでないが、このように公的年金制度と生活保護制度とはそれらの趣旨や給付の内容などが異なるものであるため両制度は単純に代替し合うものではなく、お尋ねの「それに歯止めをかけるためにどのような対応を考えているのか」についてお答えすることは困難である。

御指摘の「年金受給者」の意味するところが必ずしも明らかではないが、平成二十四年の老齢年金受給者実態調査によると、国民年金又は厚生年金保険の老齢年金（以下「老齢年金」という。）を受給する夫婦世

衆議院議員長妻昭君提出年金制度抜本改革に対する安倍総理の国会答弁に関する質問主意書（平成 28 年 10 月 20 日提出質問第 78 号）に対する答弁書における基礎的消費支出について

高齢無職世帯の基礎的消費支出（平成 27 年）

生活はコ" (みん)

| | (単身世帯) | (夫婦世帯) |
|---------|-----------------|-----------------|
| 食料 | 35,012 円 | 62,432 円 |
| 住居 | <u>13,944 円</u> | <u>17,500 円</u> |
| 光熱・水道 | 13,468 円 | 20,385 円 |
| 家具・家事用品 | 5,249 円 | 8,641 円 |
| 被服及び履物 | 4,436 円 | 6,975 円 |
| 合計 | 72,109 円 | 115,933 円 |

みんなでわかる
まじめう

（資料出所）総務省統計局「家計調査報告」

老齢基礎年金（平成 27 年度満額）

65,008 円（1人分）
130,016 円（2人分）

平成 28 年 11 月 11 日
厚生労働省年金局総務課首席年金数理官室

「平成 26 年財政検証・財政再計算に基づく公的年金制度の財政検証（ピアレビュー）（平成 28 年 2 月 8 日社会保障審議会年金数理部会）」より抜粋

第 10 章 平成 26 年財政検証・財政再計算の評価及び今後の財政検証への提言

2 今後の財政検証への提言

（4）分布推計

近年、低年金者の問題が取り上げられる機会が多くなっている。また、マクロ経済スライドの導入後、将来世代の受け取る年金額にも関心が集まるようになっている。したがって、財政検証における将来見通しにおいて、本来の財政検証の目的とは別に、性別、世代別、年金額階級別の分布推計がとれるようになることが望ましい、との見方がある。

勿論、現行の財政検証のように、主に抽出データを用いて世代別、被保険者期間別に平均標準報酬等の基礎統計を作成しこれを基礎数としてシミュレーションする方法では、分布推計には対応できず、これに対応するには推計方法、データ及びシステムの大転換が必要となり容易ではない。また、果たして 100 年後の分布推計まで必要か、といったこともある。しかし、財政検証システムで対応すべきかどうかは別にしても、このような将来推計への要請については、一考を要すると考える。なお、この場合の基礎率の設定においては、年金額階級別失権率や標準報酬指教カープのフラット化を組み込む要否を含め現行財政検証よりきめ細かく設定する必要性が生じる場合があることに配慮する必要がある。

高齢者の相対的貧困率の国際比較（2012年）

| | |
|--------|-------|
| イギリス | 13.4% |
| ドイツ | 9.4% |
| フランス | 3.5% |
| スウェーデン | 9.3% |
| 日本 | 19.0% |

出典： 日本の数値については、国民生活基礎調査により厚生労働省が算出。諸外国の数値はOECD Statより。

OECD諸国における65歳以上高齢者の相対的貧困率

| 国名 | 2012年 | 2013年 | 2014年 |
|----------|-------|-------|-------|
| オーストラリア | 33.5% | - | 25.7% |
| アイスランド | 2.8% | 3.0% | - |
| アイルランド | 6.9% | 7.0% | - |
| アメリカ | - | 20.6% | 21.0% |
| イギリス | 13.4% | 13.5% | - |
| イスラエル | 20.7% | 24.1% | 22.6% |
| イタリア | 9.3% | 9.3% | - |
| エストニア | 12.1% | 23.5% | - |
| オーストリア | 11.4% | 9.7% | - |
| オランダ | 1.5% | 2.1% | 2.2% |
| カナダ | 6.1% | 6.2% | - |
| 韓国 | 48.5% | 49.6% | 48.8% |
| ギリシャ | 6.9% | 8.6% | - |
| スイス | - | 19.7% | - |
| スウェーデン | 9.3% | 7.6% | - |
| スペイン | 6.7% | 5.5% | - |
| スロバキア | 3.6% | 3.7% | - |
| スロベニア | 15.8% | 12.2% | - |
| チェコ | 2.8% | 3.0% | - |
| チリ | - | 15.0% | - |
| デンマーク | 4.6% | 3.8% | - |
| ドイツ | 9.4% | 8.4% | - |
| トルコ | 17.2% | 18.9% | - |
| 日本 | 19.0% | - | - |
| ニュージーランド | 8.2% | - | - |
| ノルウェー | 4.1% | 4.3% | - |
| ハンガリー | 5.6% | - | 8.6% |
| フィンランド | 9.3% | 7.8% | 6.6% |
| フランス | 3.5% | 3.5% | - |
| ベルギー | 10.7% | 9.1% | - |
| ポーランド | 8.2% | 7.4% | - |
| ポルトガル | 8.1% | 10.2% | - |
| メキシコ | 27.0% | - | 25.6% |
| ラトビア | 11.2% | 19.6% | - |
| リトアニア | 12.4% | 13.1% | - |
| ルクセンブルク | 3.0% | 3.6% | - |

(注)「-」はデータ無し。ロシアについては利用可能なデータ無し。

(出典) OECD Statistics "Income Distribution and Poverty" を基に作成。

担当: 社会労働課 堀内雄斗

平成 28 年 11 月 15 日
厚 生 労 働 省
社会・援護局保護課

○65 歳以上の生活保護受給者の年金受給状況は以下のとおりです。

| 年 金 受 給 金 額 階 級 別 | (人) | | (%) |
|-------------------------------------------|----------------|---------|-------|
| | 65歳以上の生活保護受給者数 | 967,552 | 100.0 |
| 年金受給者数 | 473,761 | 49.0 | |
| 1万円未満 | 33,524 | 3.5 | |
| 1万円台 | 42,725 | 4.4 | |
| 2万円台 | 60,764 | 6.3 | |
| 3万円台 | 76,586 | 7.9 | |
| 4万円台 | 60,175 | 6.2 | |
| 5万円台 | 48,509 | 5.0 | |
| 6万円台 | 52,750 | 5.5 | |
| 7万円台 | 37,324 | 3.9 | |
| 8万円台 | 25,895 | 2.7 | |
| 9万円台 | 14,960 | 1.5 | |
| 10万円台 | 9,169 | 0.9 | |
| 11万円台 | 5,263 | 0.5 | |
| 12万円以上 | 6,118 | 0.6 | |

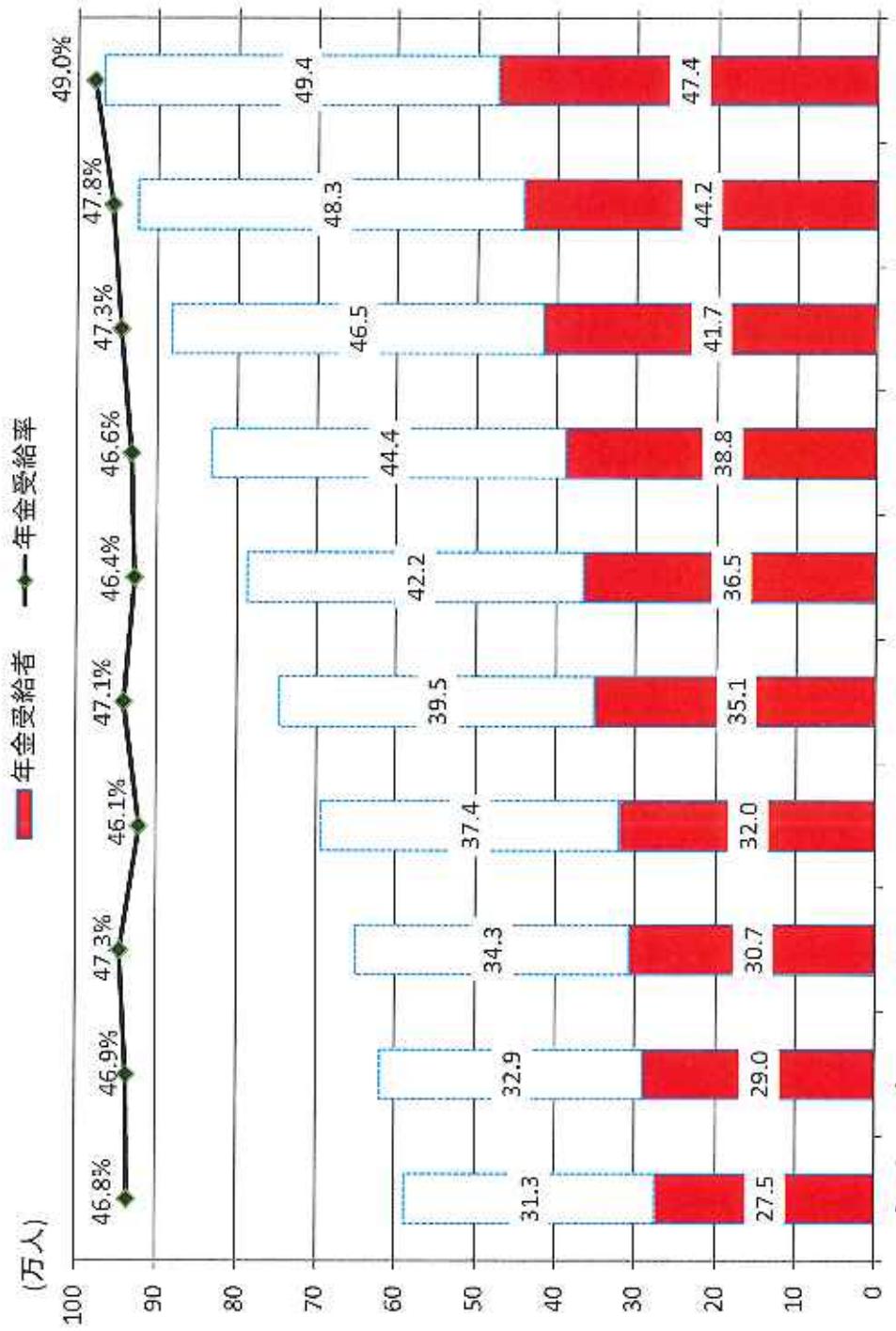
資料:被保護者調査(年次調査(平成27年7月31日現在))特別集計

○うち、お求めの「7万円以上」では以下のとおりです。(再掲)

| | (人) | | (%) |
|--|-----------|--------|------|
| | (再掲)7万円以上 | 98,729 | 10.2 |

平成28年11月15日
厚生労働省社会・援護局保護課

65歳以上の被保護者の年金受給者数及び年金受給率の年次推移



資料：被保護者調査(年次調査)(平成23年以前)は被保護者全国一斉調査)

調査結果概要

厚生労働省作成資料

- 平成16年全国消費実態調査による推計結果のほうが、平成19年国民生活基礎調査による推計結果よりも低所得世帯率は小さく、低所得世帯数に対する被保護世帯数の割合(保護世帯比)は大きい傾向がみられる。これは、前者のほうが後者よりも世帯当たりの年間収入と貯蓄現在高の推計値が高いことによると考えられる(いわゆる「統計のクセ」※両調査の比較については11頁参照)。

| | 平均年間収入 | 第1-5分位の境界値 | 平均貯蓄現在高 |
|----------------|--------|------------|---------|
| 平成16年度全国消費実態調査 | 598万円 | 287万円 | 1,425万円 |
| 平成19年度国民生活基礎調査 | 567万円 | 214万円 | 1,143万円 |

- また、保護世帯比の推計に当たり、生活保護基準未満の世帯は全て生活保護を受給していないと仮定している(注)。

このため、低所得世帯に被保護世帯が含まれている場合には、保護世帯比は過小評価されることとなる。

(注)年間収入には生活保護費を含めた社会保障給付費が含まれる。ただし、収入額から生活保護費を分離することが不可能であり、個票データから生活保護受給の有無を判定できない。

| | 低所得世帯率 | | 低所得世帯数に対する被保護世帯数の割合(保護世帯比) | |
|--------------------------------------------------------|--------|----------------------|----------------------------|----------------------|
| | 所得のみ | 資産 ^{※1} を考慮 | 所得のみ | 資産 ^{※1} を考慮 |
| H16全国消費実態調査 最低生活費1 (生活扶助+教育扶助) | 4.9% | 0.3% | 29.6% | 87.4% |
| H16全国消費実態調査 最低生活費2 (最低生活費1+住宅扶助) | 6.7% | 0.7% | 23.8% | 75.8% |
| H19国民生活基礎調査 (生活扶助+教育扶助+高等学校等 就学費 ^{※2}) | 12.4% | 4.8% | 15.3% | 32.1% |

※1 資産には、保有する住宅・土地等の不動産や、自動車、古金券等の資産の評価額は含まれない。また、親族からの扶養や稼働能力の有無などが不明であるため、上記低所得世帯が保護の受給要件を満たしているか否かは判断できない。さらに、仮に保護の要件を満たしていても、生活保護は申請に基づいた制度であることから、今回の調査から得られた「保護世帯比」が、申請の意思がありながら生活保護の受給から漏れている要保護世帯(いわゆる漏れ)の割合を表すものではない(2ページ参照)。
5

※2 高等学校等就学費は平成17年度に創設された。

3 国民生活基礎調査

国民生活基礎調査

- ・ 最低生活費未満の世帯は、資産を考慮しないフロー所得のみで見た場合、約597万世帯(12.4%)、資産を考慮した場合、約229万世帯(4.8%)と推定される。
- ・ 世帯類型別に見ると、母子世帯の割合が最も高く、フロー所得のみの場合で63.1%、資産を考慮した場合で30.2%と推定される。
- ・ 低所得世帯数に対する被保護世帯数の割合(保護世帯比)は、フロー所得のみの場合で15.3%、資産を考慮した場合で32.1%と推定される。

| | 総世帯数 A | 最低生活費未満の 世帯 B | うち資産要 件を満た す世帯 C | 被保護世 帯数 D | 低所得世 帯率① B/A | 低所得世 帯率② C/A | 保護世帯 比① D/(B+D) | 保護世帯 比② D/(C+D) |
|--------|--------------|---------------------|---------------------------|-----------------|--------------------|--------------------|-----------------------|-----------------------|
| | 万世帯 4,802 | 万世帯 597 | 万世帯 229 | 万世帯 108 | % 12.4 | % 4.8 | % 15.3 | % 32.1 |
| 総数 | 1,198 | 238 | 104 | 81 | 19.9 | 8.7 | 25.4 | 43.7 |
| 単身世帯 | 439 | 106 | 44 | 44 | 24.2 | 10.1 | 29.5 | 50.0 |
| 他の世帯 | 759 | 132 | 60 | 37 | 17.4 | 7.9 | 21.7 | 37.9 |
| 2人以上世帯 | 3,604 | 359 | 125 | 27 | 10.0 | 3.5 | 7.0 | 17.9 |
| 高齢者世帯 | 474 | 35 | 14 | 5 | 7.3 | 3.0 | 13.5 | 27.5 |
| 母子世帯 | 74 | 46 | 22 | 9 | 63.1 | 30.2 | 16.0 | 28.5 |
| その他の世帯 | 3,056 | 278 | 88 | 13 | 9.1 | 2.9 | 4.4 | 12.7 |

(注)「高齢者世帯」とは、65歳以上の者のみで構成されている世帯か、これに18歳未満の者が加わった世帯をいう。「母子世帯」とは、現に配偶者がいない65歳未満の母親と18歳未満のその子(養子を含む)のみで構成されている世帯をいう。

(資料)平成19年国民生活基礎調査特別集計、平成19年被保護者全国一斉調査(個別調査)

表 社会経済的地位と健康指標の関連性の分析

| | 人数 | 主観的健康感 | | 抑うつ | |
|-------------------|-------|----------------------------|-------------------|---------------|---------------|
| | | 「あまりよくない」「よくない」 の年齢調整み% | 「よくない」 の年齢調整み% | 男性 年齢調整み% | 女性 年齢調整み% |
| 教育年数 | | | | | |
| 6年未満 | 414 | 1,073 | 44.5% p<0.001 | 36.1% p<0.001 | 17.4% p<0.001 |
| 6~9年 | 7,515 | 9,087 | 31.7% | 30.8% | 9.7% |
| 10~12年 | 4,041 | 5,185 | 26.3% | 25.1% | 4.9% |
| 13年以上 | 1,815 | 813 | 24.2% | 24.1% | 5.4% |
| 世帯1人当たりの等価所得(年収)* | | | | | |
| 100万円未満 | 1,603 | 2,438 | 40.0% p<0.001 | 34.8% p<0.001 | 15.8% p<0.001 |
| 100~200万円 | 3,898 | 3,458 | 30.7% | 29.7% | 9.8% |
| 200~300万円 | 3,296 | 2,680 | 26.9% | 25.9% | 5.5% |
| 300~400万円 | 2,068 | 1,731 | 24.6% | 22.7% | 4.2% |
| 400万円以上 | 1,239 | 1,201 | 21.0% | 21.2% | 2.3% |

※年間世帯収入を世帯構成人数の平方根で除したもの

出典) 吉井清子ほか「高齢者の心身健康の社会経済格差と地域格差の実態」『公衆衛生』2015.2, pp.145-148.

平成 28 年 10 月 11 日
厚生労働省年金局数理課

○老齢年金の受給者のうち厚生年金・共済年金を受給していない者の割合

約 16.7 %

570万人

(出典) 厚生労働省年金局「平成 24 年老齢年金受給者実態調査」

※本調査は、抽出調査であり、全数集計ではない。

(参考) 平成 24 年度末時点の公的年金における老齢年金受給者数

約 34,146 千人

(出典) 厚生労働省年金局「平成 26 年度厚生年金保険・国民年金 事業年報」

10月25日にご依頼いただいた資料について

平成28年10月25日
厚生労働省
社会・援護局保護課

- 「生活保護の65歳以上世帯のうち、一人暮らし世帯の比率」について
生活保護を受給している高齢者世帯（※）のうち、一人暮らし世帯の割合は
平成28年7月概数で90.6%となっています。
資料：被保護者調査
※高齢者世帯：男女とも65歳以上の者のみで構成されている世帯か、これらに
18歳未満の者が加わった世帯
- なお、生活保護基準未満の低所得の高齢者単身世帯の数については、平成22
年4月に厚生労働省のナショナルミニマム研究会に提出した資料において、
全国消費実態調査及び国民生活基礎調査の個票データを特別集計し、一定の
仮定を置いて推計した結果をお示ししています。